

令和8年5月1日

保護者様

鈴鹿市立鼓ヶ浦小学校
校長 石井 孝史

非常時における児童の登下校の指導及び授業の実施等の変更について

平素から、本校の教育活動及び防災対策取組へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび、鈴鹿市教育委員会事務局から、近年の異常気象に伴う災害状況の変化に鑑み、幼児児童生徒の安全確保を最優先とした登下校判断基準を変更する旨の通知がありました。

これまで、本市では、午前11時までに警報が解除された場合、午後から授業を実施してまいりましたが、解除後も通学路の冠水や河川増水等の危険が憂慮される中、短時間での安全確保が困難であることや保護者の皆様が警報状況を注視する負担の軽減に資するよう、令和8年度から、下記のとおり変更いたします。

つきましては、変更内容をご理解いただき、改めて、非常時の対応について各家庭でお子様とご確認いただきますよう、お願いいたします。

記

当日の臨時休業判断時刻及び対応

変更前	対応
午前7時時点で警報等が発表されている場合	自宅待機
午前11時時点で警報等が解除された場合	午後の授業実施



変更後	対応
午前7時時点で警報等が発表されている場合	授業中止【臨時休業】

※午前7時時点で警報等が発表されている場合は、その後の解除の有無に関わらず、当日の授業を中止【臨時休業】とします。

※ここでいう警報等とは、「暴風(雪)警報」・「台風接近に伴う大雨警報」・「特別警報(大雨、暴風(雪)及び大雪)」のことです。